

別紙 10

## 宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法務大臣  
 国家公安委員会  
 外務大臣  
 厚生労働大臣  
 国土交通大臣

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項の規定に基づき、法第2条の3第1項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

### 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

#### 宿泊分野

### 2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

#### （1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

宿泊分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

#### （2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

宿泊分野では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、業務効率化、IT化・機械化や、女性・高齢者・若者の就業促進に取り組んでいる。

#### （生産性向上のための取組）

宿泊分野では、マルチタスク化の推進、スタッフの技能向上を促すとともに、その習得状況を情報共有するためのスキルマップの作成、ITを活用した問合せへの自動応答や宿泊者情報の共有による業務効率化等に取り組んでいる。また、全国の旅館・ホテルの幹部層を対象としたワークショップやセミナー等を開催し、好事例を全国へ展開することにより、これらの取組の普及拡大を進めている。

これらの取組により、過去5年間の年平均生産性向上率は2.8%と、全産業平均（1.7%）を大きく上回る状況となっている。

#### （国内人材確保のための取組）

宿泊分野では、女性のキャリアアップを促進する教育研修制度の確立や高齢者が働きやすい勤務体系の導入、シニアスタッフが担当する新入社員をサポートするメンター制度の導入等を進めているほか、休館日の導入、有給休暇完全消化の徹底等

の労働環境の改善に取り組んでいる。また、宿泊分野における女性・シニアの活躍事例を調査し、その好事例をオンライン講座やセミナーを通じて広く発信することにより、これらの取組の普及拡大を進めている。

(3) 受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

平成 29 年の訪日外国人旅行者数は 2,869 万人であり、これは平成 24 年と比較すると約 3.4 倍の増加となっている。さらに、今後「明日の日本を支える観光ビジョン」における訪日外国人旅行者数の政府目標（2020 年 4,000 万人、2030 年 6,000 万人）の達成に向けた宿泊需要に対応するためには、これを支える宿泊分野の人材確保が必要不可欠である。また、観光を地方創生につなげていくためには、3 大都市圏以外の地方部への外国人旅行者の訪問を増大させる必要があるが、その延べ宿泊者数は、最近 5 年間で大都市圏では約 2.2 倍、地方部では約 2.8 倍の増加となっており、全国にわたって、宿泊需要の増大への対応が必要となっている。

他方、宿泊分野に係る職業の有効求人倍率（平成 29 年度）は全国で 6.15 倍であり、また、宿泊業、飲食サービス業の欠員率（平成 29 年）は全国で 5.4 % となっており、宿泊分野では、現時点で既に約 3 万人の人手不足が生じているものと推計しているが、さらに、今後の訪日外国人旅行者の増加等に伴い、5 年後（平成 35 年）までに全国で 10 万人程度の人手不足が生じると見込んでいる。

以上のような状況に対応するため、宿泊分野において、一定の専門性・技能を有し、その能力を用いたフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の様々な業務に従事する外国人を受け入れることにより、宿泊分野の深刻な人手不足の解決に繋げることが、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。

(4) 受入れ見込数

宿泊分野における向こう 5 年間の受入れ見込数は、最大 2 万 2,000 人であり、これを向こう 5 年間の受入れの上限として運用する。

向こう 5 年間で 10 万人程度の人手不足が見込まれる中、今般の受入れは、毎年 2.8 % 程度の生産性向上を図るとともに、国内人材の確保のための取組を進めることにより、労働効率化（5 年間で 5 万人程度）及び追加的な国内人材の確保（5 年間で 3 万人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる数を上限として受け入れるものであり、過大な受入れ数とはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

宿泊分野において特定技能 1 号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とする。

(1) 技能水準（試験区分）

「宿泊業技能測定試験（仮称）」

(2) 日本語能力水準

「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（N4 以上）」

4 法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条第 5 項において準用する場合

を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

- (1) 国土交通大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)に掲げた向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。
- (2) 受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、受入れの再開の措置を求める。

## 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

### (1) 1号特定技能外国人が従事する業務

宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務

### (2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件

ア 宿泊分野においては、1号特定技能外国人が従事する業務内容を踏まえ、旅館・ホテル営業の形態とするとともに、以下の条件を満たすものとする。

(ア) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。)第2条第6項第4号に規定する「施設」に該当しないこと。

(ウ) 特定技能外国人に対して風俗営業法第2条第3項に規定する「接待」を行わせないこと。

イ 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「宿泊分野における外国人材受入協議会(仮称)」(以下「協議会」という。)の構成員になること。

ウ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。

エ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

オ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、上記イ、ウ及びエの条件を全て満たす登録支援機関に委託すること。

### (3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

### (4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、

運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、地域における人手不足の状況について、協議会等の場を活用して、地域別の有効求人倍率及び欠員率や業界団体を通じた調査等により定期的な把握を行うとともに、関係省庁や宿泊業界と連携して、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知し、各地域の宿泊施設による生活支援の充実を促すことや、地域の宿泊施設から送出し国に対し、地域の魅力や受入れ環境についての情報発信を促すことを含め、必要な措置を講じることにより、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

分野別運用方針について(14分野)

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		実入れ見込数 (5年間の最大値)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験 (仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等  (上記に加えて) 介護日本語評価試 験(仮)等	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)の ほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助 等) (注)訪問系サービスは対象外  【1試験区分】	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング 分野特定技能1号 評価試験 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・建築物内部の清掃  【1試験区分】	直接
経産省	素材材産業	21,500人	製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・鋳造 ・金属プレス加工 ・仕上げ ・溶接 ・鍛造 ・工構板金 ・機械検査 ・ダイカスト ・めっき ・機械保全 ・機械加工 ・アルミニウム腐蝕処理 ・塗装 【13試験区分】	直接
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・鋳造 ・塗装 ・仕上げ ・電気機器組立て ・溶接 ・鍛造 ・鉄工 ・機械検査 ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・ダイカスト ・工構板金 ・機械保全 ・プラスチック成形 ・機械加工 ・めっき ・電子機器組立て ・金属プレス加工 【18試験区分】	直接
	電気・電子情報 関連産業	4,700人	製造分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・機械加工 ・仕上げ ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・金属プレス加工 ・機械保全 ・プラスチック成形 ・工構板金 ・電子機器組立て ・塗装 ・めっき ・電気機器組立て ・溶接 【13試験区分】	直接
国土省	建設	40,000人	建設分野特定技能 1号評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	・型枠施工 ・土工 ・内装仕上げ/塗装 ・空管 ・屋根ふき ・コンクリート圧送 ・電気設備 ・トンネル推進工 ・鉄筋施工 ・建設機械施工 ・除筋継手 【11試験区分】	直接
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業 分野特定技能1号 試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	・溶接 ・仕上げ ・塗装 ・機械加工 ・鉄工 ・電気機器組立て 【6試験区分】	直接
	自動車整備	7,000人	自動車整備特定 技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備  【1試験区分】	直接
	航空	2,200人	航空分野技能評価 試験(空機グランド ハンドリング又は航 空機整備)(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)  【2試験区分】	直接
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定 試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供  【1試験区分】	直接
農水省	農業	36,600人	農業技能測定試験 (耕種農業全般又は 畜産農業全般)(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)  【2試験区分】	直接 派遣
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験 (漁業又は養殖業) (仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の採集、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫 (後)・処理、安全衛生の確保等)  【2試験区分】	直接 派遣
	飲食品製造	34,000人	飲食品製造業 技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)  【1試験区分】	直接
	外食業	53,000人	外食業技能測定 試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)  【1試験区分】	直接

(注1)2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの  
(注2)2019年4月1日から制度の運用を開始予定

分野	3 その他重要事項	
	受入れ機関に対して特に課す条件	
厚労省	介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・事業所単位での受入れ人数枠の設定</li> </ul>
	ビルクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること</li> </ul>
経産省	成形材産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> </ul>
	産業機械製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> </ul>
	電気・電子情報関連産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> </ul>
国交省	建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・建設業法の許可を受けていること</li> <li>・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能留職に応じて昇給を行う契約を締結していること</li> <li>・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること</li> <li>・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定</li> <li>・細則等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること</li> <li>・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること</li> <li>・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等</li> </ul>
	造船・船用工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> </ul>
	自動車整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業者であること</li> </ul>
	航空	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること</li> </ul>
	宿泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること</li> <li>・風俗営業関連の施設に該当しないこと</li> <li>・風俗営業関連の接待を行わないこと</li> </ul>
農水省	農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること</li> <li>・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること</li> </ul>
	漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が組織する協議会において協議が円滑な措置を講ずること</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること</li> </ul>
	飲食物品製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> </ul>
	外食業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・風俗営業関連の事業所に該当しないこと</li> </ul>

(注1)2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの

(注2)2019年4月1日から制度の運用を開始予定